

# 定期積金

2020年9月1日現在

商品名 (愛称)	定期積金 (スーパー積金)
販売対象	・ 法人、個人
期 間	・ 6 ヶ月以上 10 年以下
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・ 5,000 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給付補てん金 (預金のお利息に相当) (1) 適用利回り (2) 給付補てん金の 支払い方法 (3) 計算方法	・ ご契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。  ・ 給付補てん金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税 金	・ 個人の給付補てん金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 1 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付加できる 特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の 取扱い	・ 満期日以前にご解約する場合は、下記の中途解約利率により計算した給付補てん金とともに支払います。 ① 初回掛入日からご解約日までの期間が 5 年未満の場合は、解約日の普通預金利率。 ② 初回掛入日からご解約日までの期間が 5 年以上の場合には、約定年利回り × 60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とします)
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫HPまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務ソリューション部 (9 時～17 時、電話：0120-047-361) にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会 (電話：011-251-7730) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務ソリューション部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：011-221-3273) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務ソリューション部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り (1 年を 365 日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象となります。 ・ 預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補てん金が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます)。

預-9